

ささやかな悪戯

ーバベルの塔はいかにして崩壊したのかー

法学部 2 年 吉原優

0. 目次

1. 社会認識
2. 理想社会像・問題意識
3. 現状分析
 - 3-1. 民族とは
 - 3-2. 民族自決とは
 - 3-3. 民族問題とは
 - 3-3-1. 民族弾圧
 - 3-3-2. 民族紛争
4. 原因分析
 - 4-1. 制度における不備
 - 4-2. 紛争抑止における不備
 - 4-3. 体制構築における不備
5. 政策
 - 5-1. 平和のための制度維持
 - 5-2. 紛争のための抑止体制
 - 5-3. 治安安定化のための国際体制構築
6. 参考資料



生まれたときから、
肌の色や育ち、
宗教で他人を憎む人などいない。
人は憎むことを学ぶのだ。
もし憎しみを学べるのなら、
愛を教えることもできる。
愛は、憎しみに比べ、
より自然に人間の心にとどく。

—ネルソン・マンデラ

南アフリカ共和国初の黒人大統領

1. 社会認識

現代は、グローバル化社会である。資本や人々が流動化した結果、あらゆる背景を持ち多様な考え方を有する人や、様々な情報が、大なり小なり関わり合いを持つこととなった。特に、商品流通の国際化、生活様式の均一化は、人々の生活における物理的水準への判断基準を、ひとつの方向へ向かわせつつある。そして、その結果、人々は自らの帰属への根拠を民族的意識に求めるようになった。事実、第二次世界大戦終結、冷戦終結を経た 20 世紀半ばは、それぞれのイデオロギー崩壊と相俟って、民族の独立や独立紛争が多く発生した。

例えば第二次世界大戦の終結後、帝国主義の崩壊により、旧植民地諸国は次々と独立を果たした。1960 年は俗に「アフリカの年」と呼ばれ、約 9 か国のアフリカ諸国が独立を果たしたが、植民地時代における国境策定などの影響もあり、民族対立は今日に至るまで後を絶たない。

また、冷戦という 2 種の大きなイデオロギー対立の終結、ソビエト連邦の弱体化、崩壊という一連の歴史的な流れの中で、ソ連の社会主義をひとつの軸としていた旧ユーゴスラヴィア諸国は、1980 年代から 1990 年代にかけての民族主義伸長によって現在は 7 ヶ国に分割されているものの、領土紛争やロシアからの介入による治安の不安定状態は今も続いており、今後の悪化も懸念されている。

また、その他の地域においても、多民族国家内での民族対立は現出、悪化している現状がある。

2. 理想社会像・問題意識

私の理想社会像は、「自らの価値観が尊重される社会」である。

ここで価値観とは、個人個人が持ち得る、3種類の選好のことを指す。身体の保持や行使といった生命に関する選好、人間としての生活を営むための物理的事物に関する選好、基礎教育等の社会生活に関する精神的事柄に関する選好である。選好とは、他にある選択肢よりもあるものを好むことを意味し、これら選好、ひいては価値観に基づいた自己選択の機会と、その選択の実現努力が出来る環境が、人々に保障されるべきものである。もちろん、これらの保障以外にも、相互的な価値観の尊重は必須であり、この相互尊重の状態の維持の下、人々は過剰な抑圧を受けることなく、その選択の実現努力が可能となる。そして、これら価値観を規定するものこそが、血縁や土地を根拠とする自らの出自や、歴史や言語、宗教を根拠とする帰属意識に基づいた文化的背景である。これが保障されることで、はじめて人々の価値観は尊重されるのである。

しかしながら、世界には、そういった文化的背景の抑圧、あるいは相互破壊を引き起こしている事象がある。それが「民族問題」である。

民族問題は、一方の他方に対する弾圧、あるいは両者による紛争を要素とする。弾圧を受けている民族は、領域内で大多数を占める他の民族により、自らの出自の根拠である土地を追いやられ、あるいは帰属意識の根拠である歴史や言語、宗教を体現出来ていない状況にある。また、一部の多民族国家においては、国家内において意見が反映されず、あるいは意見が反映されないことへの不満を抱き、対立構造が紛争という形で現出した結果、互いの文化的背景を破壊している。

したがって、「民族問題における人々の価値観の抑圧」が、私の問題意識である。

3-1. 民族とは

「民族」という概念は、しばしば「人種」や「国民」という概念と混同されがちである。そもそも、この概念が日本において成立したのは19世紀後半の話であり、以来、日本語特有の翻訳の概念から、精養軒との概念のすり合わせも行われておらず、結果的に現行上使われている日本における「民族」という言葉は、英語や独語のいくつかの言葉(概念)を包括して示しているものにすぎなくなっている。

では、民族とはなにか。「ブリタニカ国際大百科事典 小項目事典」の上では、以下のよう
に定義されている。

民族

みんぞく

ethnic group; nation; people

一定地域に共同の生活を長期間にわたって営むことにより、言語、習俗、宗教、政治、経済などの各種の文化内容の大部分を共有し、集団帰属意識（→エスニック・アイデンティティ）によって結ばれた人間の集団の最大単位をいう。

上記からも分かる通り、「民族」の概念は英語の「Ethnic Group」「Nation」「People」を含んでいることが分かる。これは、実際には、「民族」という概念が今現在に至るまで一義的に定義されてこなかったことに由来する。すなわち、「民族」は学術的には定義が施されていない、あるいは使用されるニュアンスが微妙に異なっているのである。

社会学的な立場から、最初に「民族」を考察したのは、ドイツのカール・カウツキー¹であると言われている。彼の「民族」に対する理論の特徴は、民族のもっとも本質的な特徴を、「言語共通性」におくところである。彼は、「民族」を、「民族語」を共有化した「言語共同体」とし、副次的な要素として「地域の共通性」を持つことを指摘したのである。後に詳述することとなるが、彼は民族問題の本質を「唯一の国家後の地位を巡る複数の民族語の争い」として民族問題の解決方法を「民族自決」に求めた。

しかし、このカウツキーの理論に対し意を唱えたのは、オーストリアのカール・レンナー²だった。レンナーは「民族」を「文化共同体」とし、民族問題の解決を個人の選択による

¹ カール・カウツキー：1854-1938 マルクス主義政治理論家、革命家、政治家、哲学者、経済学者。生前、マルクス、エンゲルスと交流を持ち、社会主義の最も重要で影響力のある理論家の一人として、マルクス主義の法王と渾名された。

² カール・レンナー：1870-1950 政治家。第一次世界大戦終了直後の共和国の初代首相と第二次世界大戦終了直後の共和国の臨時首相・初代大統領を務めた事から、オーストリア「祖国の父」と称されている。

民族構成(→属人主義)することに求めた。

そして、以上のような理論形成を踏まえ、最も包括的に理論を構築したのが、オーストリアのオットー・バウアー³であった。彼は「民族」を「運命共同体によって一つの性格共同体へと結ばれた人々の社会集団」とし、「民族」は、言語ではなく「民族性格」によって定義されるとした。では、「民族性格」とはなんであろうか？ これをバウアーは「ある民族を他の民族から区別する身体的・精神的特徴の総体」とし、この構成するものこそが、「絶えざる交通、継続的な相互作用における同じ運命の共同体験」としたのである。これが、現在の「民族」概念の基礎である。

本稿においては、「民族」の概念を用いる際、バウアーの言う精神的特徴として、イギリスのアンソニー・スミス⁴の枠組みを利用する⁵。

理想型のエトニ 構成属性

- (1) 固有の名称
- (2) 祖先などに関する共通の神話
- (3) 共有された記憶
- (4) 独自の文化
- (5) 故郷との繋がり
- (6) 何らかの連帯

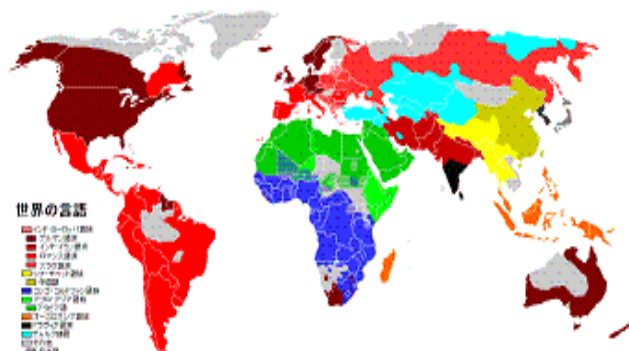


Figure 1 世界の言語分布

以上より、本稿においては、「民族」を「固有の身体的・精神的特徴を有し、絶えざる交通、継続的な相互作用における同じ運命の共同体験で結ばれた人々の社会集団」と規定した上で論を展開していく。

³ オットー・バウアー： 1881- 1938 社会主義者、政治家、社会学者、哲学者。オーストリア・マルクス主義の代表的理論家で、両大戦間期におけるオーストリア社会民主党左派・ウィーン・インターナショナルおよび社会主義労働者インターナショナルの指導者である。

⁴ アンソニー・スミス： 1933- イギリスの社会学者。ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス教授。

⁵ なお、本稿において用いるスミスの概念は、「エトニ(ethnic, ethnic community)」と「ネイション(nation)」であり、それぞれを「民族」と「国民」とするが、日本語翻訳の影響により、完全に一致することがないことを記述する。

3-2. 民族自決とは

「民族問題」を語る上で、「民族自決」の概念は無視できないものである。本項においては「民族自決」の概念の詳細と、その変遷を述べていく。

「民族自決」の概念における自決（self-determination）とは、民族がその主権を行使しその地位及び国家のあり方を自ら決する行為を指している。またこの時、独立に関わる前者を外的自決、体制選択に関わる後者を内的自決という。

そもそも、「民族自決」の概念が登場したのは第一次世界大戦時であり、米大統領であるウィルソンが「14 か条の平和原則」において提唱した概念である。当該概念はその後、ヴェルサイユ条約において原則として明記され、民族独立の指導原則となった。しかし、実際にこの原則が適用されたのはヨーロッパ内のみ⁶であり、それは西洋諸国の植民地支配からも証明されることである。また、第二次世界大戦においては、「民族自決」の概念を根拠としてナチス・ドイツがドイツ系住民の保護を名目にチェコスロバキアやポーランド、オーストリアに侵攻したという事例もあった。

ここで、この概念には1つの留意点がある。それは、ウィルソンの概念構築時に、自決の国際的保証という考え方が為されているという点である。自決原則は自決を自分で実行する力を持たない民族の自決を、国際的に保証するというグローバル・ガバナンスとして構想されていたのである。

第二次世界大戦後、このグローバル・ガバナンスは発展を遂げた。以下に、国際社会の現行上の規定を提示する・

すべての人民は、自決の権利を有する。この権利に基づき、すべての人民は、その政治的地位を自由に決定し並びにその経済的、社会的及び文化的発展を自由に追求する。

政治的、経済的、社会的又は教育的基準が不十分なことをもって、独立を遅延する口実にしてはならない。

国連憲章第1条2 国連総会決議第1514号
「植民地諸国、諸人民に対する独立付与に関する宣言」第3項

上記と同様の規定は、2つの国際人権規約共通1条1項にも規定されており、現在は無条件で国際関係での重要な原則となっている。

⁶ 一説によれば、多民族国家であるソ連などを見据え、内部の弱体化を図ろうとしたという狙いがあったものともされている。

しかし、昨今はこの「民族自決」の概念も綻びが出つつある。それが、「分離」の問題である。「分離」とは、民族がひとつの国家から離れて別な国家をつくることである。したがって、「分離」とは自決の一形態であり、「分離」権は自決権の一部であるといえる。国際法的に「分離」が権利として確立したことはないが、「分離」権に関する議論は活発である。

国際的に「民族自決」の概念が認められるにあたり、「分離」の概念は民族自決の留意点となった。人民の定義が定まらない状況下では、限りなく小さな単位での独立を認めなければならなくなってくるためである。それを防ぐため、上述した「植民地独立付与宣言」はその第6項で「国の国民的統一及び領土の保全の一部又は全部の破壊をめざすいかなる企図も、国際連合憲章の目的及び原則と両立しない」と述べ、分離主義に釘をさしている。当時の国際関係において、この部分は旧宗主国が新植民地主義的策謀によって分離主義を助長することを戒める意義があったが⁷、主権国家間の相互不干渉原則や植民地境界線を尊重するという原則⁸と相まって、独立達成後の国家の内部の集団に自決権を認めないことに一定の根拠を与えた。さらに冷戦時代は、陣営内の結束を乱すような動きは抑圧され、民族紛争は長引くばかりで一向に解決をみないといった状況が続いた。

こうした、条件付きで「分離」権を認めることの根拠を多くの論者は「友好関係宣言」(1970年)に求めている。同宣言は、「人種、信条又は皮膚の色による差別なく領域に属するすべての人民を代表する政府を有する主権独立国家の領土保全」を破壊する行動を認めはならないと述べている。つまり、これは裏を返せば、そうでない国家の領土保全は保証されないとの解釈が成り立つのである。

しかしながら、実際には、これまで「分離」権としての自決権が主張された具体的なケースでは、「分離」権は否定されてきた。例えば、フィンランドに属していたオーランド諸島(Figure2)の住民は民族的にはスウェーデン人であったため、フィンランドからの離脱・スウェーデンへの帰属を求めたが、仲裁にあたった国際連盟が1921年に出した仲裁案は、同諸島はフィンランドへ帰属する、ただし非軍事化、スウェーデン語の使用等大幅な自治を認められるべきだというものだった。フィンランドとスウェーデンがこれを受け入れ、住民は現在むしろフィンランド統治下の特別な自治に満足しているとのことである。



Figure 2 オーランド諸島

⁷ よく知られた事例は1960年に勃発したコンゴ危機である。宗主国ベルギーは天然資源の豊富な南部カタンガ州の分離主義を支援したが、国連軍はコンゴ政府を支援しカタンガ州の独立運動を鎮圧した。

⁸ ウティ・ポッシデティス (uti possidetis) 原則。これは領土の現状維持原則であり、非植民地化過程でよく用いられた。1986年、国際司法裁判所がブルキナファソとマリの間境紛争で採用したことで確立した。

3-3. 民族問題とは

これまで論じてきたように、民族概念は未だに曖昧な点が多い。その中で、民族問題が起こっているために、問題はより複雑化の一途を辿っているのである。

民族問題そのものは原始・古代社会にもあったのかもしれない。しかしながら、歴史的に見て民族問題として考察されることはない。つまり具体的な民族問題はかなり近代に限定された問題なのである。

一般に最古の民族問題とみなされているのは、アイルランド(Figure3)問題である。アングロ・サクソンとは異なるケルト諸部族の混血によって生じたアイルランド人という人種の違いが基底に存在し、かつイギリス国教会とは異なるカトリックという宗教の相違がその上に重なる。さらに異民族支配の抑圧という問題がさらにその上に重層し、民族問題の元基形態、典型とも言える問題なのである。



Figure 3 アイルランド

また、アメリカ合衆国とプエルト・リコ(Figure4)問題もまた、アイルランド問題とは異なる様相をもつ民族問題である。人種的にはスペイン系白人を中心とするプエルト・リコは、米西戦争以後アメリカ領となり、第二次大戦後は合衆国への移住が急増、最近ではアメリカ合衆国の州への昇格運動が盛んとなっている。アメリカ合衆国自体が移住多民族による国家であることもあり、プエルト・リコ問題は民族問題という側面よりは南北問題というべき性格が強く現れている。



Figure 4 プエルト・リコ

加えて、旧ソ連の解体によって、これを構成していた主要な民族はそれぞれ民族国家としての独立を達成したが、元来旧ソ連には百以上の民族があるとされ、各種の少数民族がロシア連邦内部にとどめられた。多民族国家の解体、諸民族国家の成立の流れの中で長く虐げられてきた少数民族が独立を求めるのは自然の流れではあるが、ロシア側からすれば国家の解体にもつながりかねず、ここでの悲劇・紛争はさらに長く続くことであろう。

共通しているのは、民族問題が、「他国、あるいは多民族の支配や抑圧のもとに置かれている被支配民族や民族集団の開放や同権化をめぐる問題」⁹ということである。歴史学者の山内昌之は、民族問題を以下の5パターンに分類している。

1. 民族自決—分離独立問題

：チベット問題、チェチェン問題、タタールの分離独立問題、クルド人問題

2. 境界区分の見直しを求める国境—帰属変更問題

：オセチアの境界を巡るロシアとグルジアの対立、クリミア半島の帰属をめぐるロシアとウクライナとの紛争

3. 少数民族問題、先住民問題

：南アフリカのズールー人問題、オーストラリアのアボリジニ問題

4. 国民形成問題、国民統合問題

：セルビア人、ムスリム人、クロアチア人、

5. 移民、難民問題

この5パターンに対して一貫して言えるのは、このどれもが、帝国主義や冷戦を経て顕在化した問題であるということである。旧宗主国は意図的に多民族性を創出して保持し、昨今の民族問題をいっそ支援してきたのである。

そして、昨今における民族問題の顕在化の手段は2種類ある。

1. 一方の多数が、他方の少数を弾圧する方法

2. 一方と他方が、お互いの武力を交える方法

本稿においては、民族問題を以上2つの「顕在化の手段」に分け論じていく。

⁹ 田口富久治「現代世界の民族問題」

3-3-1. 民族弾圧

国家の民族統合政策はどのようなものであつただろうか。それは、大きく分けて物理的抹殺 (genocide)・排除 (exclusion)、強制隔離 (segregation)、同化 (assimilation) の3つに分けることができる。

物理的抹殺の20世紀における典型例の一つは、グアテマラである。グアテマラでは、「国民文化」から排除される先住民族の存在自体が国家の発展の「障害」であるという言説をも生み出し、つい最近の1980年代までその「障害」と見なされた先住民族を消滅させるために、マヤ民族の共同体を根こそぎ破壊することを目的としたジェノサイドが行われていた¹⁰。

強制隔離は、特に1970年代まで、北米やオーストラリアで典型的に見られた。当初は、基本的には先住民族に対する虐殺が放置されたが、後に、先住民族の子供達を教育・訓練するための施設に強制的に隔離する隔離政策がとられていく。それは、子どもを親元から隔離することで、「野蛮な」文化から断絶させ、「文明開化」されることこそが最適な「保護」だとする白人社会への強制同化を前提とするものであつた。しかも、先住民族の多くは、白人社会に同化したとしても、決して平等には扱われず、差別から逃れることはできなかった。

最近では、以上のような極端な例は少なくなっているが、いまだにほとんどの国は同化政策を前提としている。同化政策は、政治権力ばかりでなく、教育制度や言語政策、そして宗教もコントロールし、マイノリティ集団を同質の「国民」に強制的に同化させようとする政策である。そこでは、マイノリティ集団の母国語の使用を禁止したり、独自の文化や慣習などを否定することによって独自の民族集団としての存在自体は否定される。例えば、イラク、トルコ、シリアにまたがって居住するクルド人は、それぞれの国でその存在を否定され、特にトルコでは「山岳トルコ人」(mountainous Turks)と呼ばれてきた。スーダンでは、同様の理由でヌバ人¹¹と呼ばれる南部の非イスラム系民族にも、イスラム法が強要されてきた。旧ユーゴスラビアのアルバニア人は、長年セルビア人によってやはりアルバニア語の使用を禁止された。また、スラブ系が多数派を占めるブルガリアでは、共産主義支配下の1989年まで、トルコ系マイノリティは名前をスラブ系のものに変える

¹⁰ 1960年以降、36年間にわたって続けられた紛争は、20万人を超える死者・行方不明者を出したが、その大半はマヤ民族であつた。特に、1981～1982年には「焦土作戦」のもと、軍部によってマヤ民族に対する無差別な殺戮が遂行されたが、1982年の8ヵ月という短期間でその死者は7万5千人にも及んだ(歴史的記憶の回復プロジェクト編(2000))。

¹¹ スーダン中南部ヌバ山地一帯に居住する先住民族。推定人口は50万人。生業は、家畜飼育を伴う畑作農耕民で、北部政府軍と南部スーダン人民解放軍・解放運動に挟まれる形で内戦の影響を受け、また、イスラム化の圧力に伝統文化が危機にさらされている。

ことを強制され、公共の場でトルコ語を話すと言金に罰せられた。さらに、トルコ系の地名までもがスラブ系の地名に変えられてきた。

多数派国民は、言語や文化、歴史を否定されている人がいることさえ気づかないことが多いが「国民文化」は、異なる文化的アイデンティティを持つ人々にとっては、日常的に無言の圧力として働く。それは時に、アイデンティティを崩壊させ、劣等感や無気力を生み出し、アルコール依存症や自殺を生む原因となってきた。

また、民族・マイノリティ集団の周縁化は、栄養不良や感染症への感染、高い自殺率を生むなど健康にも大きな影響を及ぼしている。貧困—不健康な労働条件、粗末な住居、失業、差別—から、飲料水や下水道といった基本的な衛生サービスを受けられないことも多く、グアテマラ、ボリビア、ペルーのインディオの寿命は、ラディノ (Ladino) よりも11年も短く、パラグアイのあるインディオの共同体の乳児死亡率は、50%にも達している。栄養不良から、マラリア、デング熱、コレラなどの感染症にかかる率も高い。例えば、アマゾン川支流のシンゲー川一帯の地域で1952年に行われた調査によると、天然痘、はしか、しょうこう熱などの流行によって、約4000人いたインディオはわずか652人に減っていた。それはまた、単に周縁化から医療や社会福祉へのアクセスが制限されているからだけでなく、近代医療と彼らの伝統医療との間の齟齬や近代医療への不信感から生じている場合も多い。例えば、先住民族の中には、氏族から離されることを嫌って病院へ行かない場合もある。また、スペイン語などの公用語が話せないために医療機関での診察をためらう場合も多い。さらに、ペルーでは、根絶を目的に、医療機関で無断で不妊手術を施された経験から、医療機関に対する先住民族の不信感が強いこともある。

元来、少数民族に対して打たれてきた政策は、同化を促すものであった。しかしながら、『3-2. 民族自決とは』において分析したように、人権概念の発達と共に民族の固有性重視の考え方が流通し、次第に同化政策の暴力性が顕在化することとなった。

概念として登場したのは「民族浄化」である。複数の民族集団が共存する地域において、ある民族集団を強制的にその地域から排除しようとする政策のことを意味し、直接的な大量虐殺や強制移住のほか、各種の嫌がらせや見せしめ的な暴力、殺人、組織的強姦、強制妊娠などによって地域内からの自発的な退去を促す行為も含まれる。また、直接的暴力を伴わない同化政策も、広義には民族浄化に含まれるという見方もある。

—民族浄化の手段—

- ①自治体に乗っ取る
- ②異民族の社会からの排除
- ③宣伝活動
- ④安全を脅かす
- ⑤強制退去させる
- ⑥大量強姦する
- ⑦絶滅させる
- ⑧資産を破壊する
- ⑨支配地域外の同胞を難民化させる
- ⑩支配地域における自民族の人口比率を高める。

このように民族浄化、ひいては民族弾圧を思考する際、昨今において明確な形で弾圧が行われている地域は、中国国内において他には存在しないと言っていい。その他の地域においては、民族問題は紛争という形での顕在化が主であり、暴力性を有した政府からの一方的な弾圧という例は、それのみとなっている。

それでは以下に、事例研究として中国の現状について分析する。

中華人民共和国はアジア大陸の東部、太平洋の西海岸に位置し、陸地面積は約 960 万平方キロで、ロシアとカナダに次いで、世界で 3 番目の大きさである。広大な国土に内に漢民族を含め 56 の民族が存在し、人口の 90%以上を占める漢民族は、残りの 55 民族を少数民族と呼んでいる(Figure5)。現在、少数民族が集中して居住する地域では、各民族による自主管理が認められており、区域自治の原則に基づいて、5 つの自治区、30 の自治州、123 の自治県が設けられている(Figure6)。

民族名	人口	ペー族	150万	ミャオ族	730万
アチャン族	3万	ブイ族	254万	タイ族	102万
ヤオ族	210万	ラフ族	41万	ヌー族	2.7万
ジノー族	18万	イ族	657万	ナシ族	27万
回族	861万	リス族	57万	チワン族	150万
チベット族	459万	ホジェン族	0.4万	ハニ族	125万
トゥー族	19万	シボ族	17万	ウイグル族	110万
カザフ族	110万	タター族	0.5万	モンゴル族	480万
スイ族	34万	キルギス族	14万	タジク族	3万
ジンポー族	11万	プミ族	2.9万	オロス族	1.3万
トン族	1.5万	ドアン族	19万	マオナン族	7万
プーラン族	8万	ポウナン族	1万	ロツパ族	0.2万
ムーラオ族	16万	ウズベク族	1.4万	サラール族	8万
ユグル族	1.2万	トールン族	0.6万	ダフル族	12万
エヴェンキ族	2.6万	満州族	984万	チャン族	19万
オロチョン族	0.7万	コーラオ族	43万	ワ族	3万
朝鮮族	192万	高山族	2万	リー族	110万
メンパ族	0.7万	トゥチャ族	572万	キン族	1.8万
シヨオ族	63万				
トンシャン族	37万				

Figure5 少数民族詳細

第1級行政区	総人口	漢族人口	少数民族		主要民族		
			人口	比率	民族	人口	比率
北京市	923	891	32	3.5%			
天津市	776	760	16	2.1			
河北省	5,301	5,215	86	1.6			
山西省	2,529	2,523	6	0.3			
内蒙古自治区	1,927	1,628	299	15.5	モンゴル族	249	12.9%
遼寧省	3,572	3,281	291	8.1			
吉林省	2,256	2,073	183	8.1			
黒龍江省	3,267	3,105	162	4.9			
上海市	1,186	1,181	5	0.4			
江蘇省	6,052	6,041	11	0.2			
浙江省	3,888	3,872	16	0.4			
安徽省	4,967	4,940	27	0.5			
福建省	2,587	2,562	25	1.0			
江西省	3,319	3,316	3	0.1			
山東省	7,442	7,401	41	0.5			
河南省	7,442	7,362	80	1.1			
湖北省	4,781	4,603	178	3.7			
湖南省	5,401	5,181	220	4.1			
広東省	5,930	5,824	106	1.8			
広西自治区	3,642	2,249	1,393	38.3	チワン族	1,232	33.8
四川省	9,971	9,605	366	3.7			
貴州省	2,855	2,113	742	26.0	ミャオ族	258	9.0
雲南省	3,255	2,223	1,032	31.7	イ族	335	10.3
西藏自治区	186	9	177	95.1	チベット族	176	94.6
陝西省	2,890	2,877	13	0.5			
甘肅省	1,957	1,801	156	7.9			
青海省	390	236	154	39.4	チベット族	75	19.2
寧夏自治区	390	265	125	31.9	回族	124	31.8
新疆自治区	1,308	528	780	59.6	ウイグル族	596	45.6
総計	100,391	93,667	6,724	6.7			

資料：「中国統計年鑑1983」より作成。

注：人口の単位は（万）。

Figure 6 少数民族構成

中国の少数民族の現状はいかなるものか、以下に事例的に分析する。

昆明の無差別殺傷事件¹²は全く正当化できないおぞましい犯罪であり、これを非難するの

¹² 2014年3月1日に中国雲南省昆明市で発生したテロ事件。2014年3月1日21時20分（北京時間）頃、中国雲南省昆明市の昆明駅広場や乗車券販売所などで、刃物を持った集団が通行人らが無差別に襲撃した。昆明市当局は翌2日「現場に残された証拠から、テロ攻撃は新疆ウイグル自治区独立勢力による犯行であることが判明」と断定した。雲南省は中国の中でも少数民族が多く、漢民族以外にも、タイ族やモン族、ミャオ族などの被害者も少なくなかった。

は当然だが、中国共産党は不愉快な現実——弾圧・開発・漢族移住政策を混合した従来の統合政策は、中国の支配を非漢民族に納得させるのに失敗した——も認めなければならない。

当局は犯人を「新疆の過激派」、つまりウイグル人だと言っており、彼らはあるいは国外で訓練を受けたジハーディストかもしれない。しかし、そうした事実はどうあれ、ウイグル人による自暴自棄の行為が増えているのは確かで、新疆では毎週のように反政府暴力事件が起きている。

中国共産党は、新疆は 2 千年来中国の一部だったと主張するが、実際はこの間ほとんどは中国帝国の周縁もしくは全く外にあった。併合の動きが始まったのは 18 世紀半ばの清朝の時代で、その後、1940 年代に東トルキスタンとして独立を宣言したが、1949 年には中国共産党が武力による併合を開始した。植民と開拓のために漢族の復員兵が送り込まれ、ソ連式の弾圧を行った。今や漢族が人口の 5 分の 2 を占め、経済的にも優位にある。

今回の事件の動機は今後も解明されないかもしれないが、過激イスラム主義が中国の内部にまで浸透したという恐怖のために、新疆の弾圧問題が曖昧にされてはならない。ラマダンを禁じられ、宗教教育やウイグル語教育も制限されたウイグル人は、自分たちの文化もチベットの様に抹殺されてしまうと恐れている。チベットでも、これまでに 100 名以上が抗議の焼身自殺をしており、ダライラマの抑制的影響力がなければ、状況はもっと悪化していたかもしれない。要するに、新疆、チベット、内モンゴルは今も中国の植民地であり、中国共産党の下で帝国主義的な和平工作が続いていると言える。

また、中国政府は、武力の抑えがなければ、新疆やチベットは中国から離脱しかねないと思っているらしく、大規模な軍隊を置いている。しかし、人々の怒りを誘発するような抑圧はかえってリスクを高める。

この問題を前向きに解決するには、ウイグル人やチベット人が中国と平和的に共存共栄できる道を示すしかなく、それには先ず、宗教的・文化的慣習の禁止を解除し、彼らがウイグル人あるいはチベット人として生きられるようにしなければならない。また、彼らに対する中国社会の偏見を取り除き、経済開発はウイグル人社会やチベット人社会を対象に進める必要がある。さもないと、暴力はますます増え、地域はいつそう不安定化するだろう。

英・エコノミスト誌—8 月 14 日号

事実、中国国内の少数民族に対しては、自治は認められているものの自治立法が認められてはならず、その上で人々の文化的背景は阻害されている。本稿においては、中国国内においてのみならず、世界普遍的に適用可能な政策を提示することにより、民族に対する文化的背景の保障体制を確立する。

3-3-2. 民族紛争

昨今、紛争は次第にその数を減少させているものの、新しい世紀に入ってもなおも継続している戦争に 1989 年の冷戦終結以前から続いているものが多い(Figure7)。

戦争の態様	武力紛争 件数	1989年以前の開始		1990－1994年の開始		1995－2002年の開始	
		継続	停止	継続	停止	継続	停止
内戦(全土)	50	6	15	3	14	5	7
内戦(地域限定)	53	12	10	5	17	5	4
内戦から(への)国家間戦争へ	3					3	
他国への軍事介入	4					2	2
独立戦争	6	1	2	1	2		
国境軍事衝突	14	2	2		4		6
計	130	21	29	9	37	15	19

出所：Dan Smith with Ane Braein, *The Atlas of War and Peace* (London: Earthscan Publications Ltd., 2003), pp.116-121より作成。

注：「継続」とは、2002年末現在でまだ武力紛争が継続していたことを意味する。

国境軍事衝突は当事者をそのまま算入しているため、厳密な件数は半分となる。ただ、関わった社会を問題としているので、あえて複数の当事者をそのまま件数に数えている。

Figure7 紛争発生件数

上記は、

- ①公然とした武力紛争
- ②少なくとも2つの当事者がいること
- ③命令の中核機構によってコントロールされた戦闘員と戦闘の存在
- ④政治権力闘争または領土の支配権をめぐる紛争であること
- ⑤継続性を持つ衝突
- ⑥全戦闘期間中に戦闘による死者の合計が少なくとも数百人以上であり、かつそのうち12ヶ月間に25人以上が死亡している

との条件を満たしたものを紛争として計量化したものである。

冷戦終結以降の武力紛争は、地域限定的なものも含めて内戦が圧倒的に多く、また、冷戦期に勃発し、1990年以降も継続していた武力紛争もやはり内戦型である。また、「内戦から国家間戦争」に発展した武力紛争は継続する傾向にあり、「他国への(からの)軍事介入」も含めて、武力紛争が国境内にとどまらずに国境を越えると長期化する可能性が高くなっているのが現状である(Figure8)。

Figure 8 武力紛争の継続期間

戦争期間	社会	戦争の態様
30年以上	Myanmar	内戦(地域限定)
	Israel	内戦(全土)
	Myanmar	内戦(地域限定)
	Sudan	内戦(地域限定)
	Indonesia	内戦(地域限定)
	Chad	内戦(全土)
	Colombia	内戦(全土)
	India	内戦(地域限定)
	Philippines	内戦(全土)
20年以上30年未満	Philippines	内戦(地域限定)
	Lebanon	全土内戦から内戦(地域限定)へ
	Afghanistan	内戦(全土)
	East Timor	独立戦争
	Spain	内戦(地域限定)
	India	国家間戦争
	Pakistan	国家間戦争
15年以上20年未満	Uganda	内戦(地域限定)
	Uganda	内戦(地域限定)
	India	内戦(地域限定)
10年以上15年未満	Burundi	内戦(全土)
	Indonesia	内戦(地域限定)
	India	内戦(地域限定)
	Rwanda	内戦(全土)
	Somalia	内戦(全土)
	India	内戦(地域限定)
	Georgia	独立戦争
	Myanmar	内戦(地域限定)
	Pakistan	内戦(地域限定)
Algeria	内戦(全土)	
5年以上10年未満	India	内戦(地域限定)
	Ethiopia	内戦(地域限定)
	Ethiopia	内戦から拡大した国家間戦争
	Congo, Dem. Rep. of the (Zaire)	外国軍介入による戦争
	Nepal	内戦(全土)
3年以上5年未満	Iraq	国家間武力衝突:イギリスと米国の空爆
	Uzbekistan	内戦から拡大した国家間戦争
	Ethiopia	内戦から拡大した国家間戦争
	Russian Federation	内戦(地域限定)
	Ghana	内戦(全土)
	Indonesia	内戦(地域限定)
	Liberia	内戦(全土)
2年以上3年未満	Guinea	内戦(地域限定)
	Nigeria	内戦(地域限定)
1年以上2年未満	Central African Republic	内戦(全土)
1年未満	Côte d'Ivoire	内戦(全土)

Source: Dan Smith, The Atlas of War and Peace, pp.116-121 より作成。

そして現在、世界における武力紛争の大半は、民族紛争という形をとっている。ユーゴスラビア連邦の解体に伴う一連の紛争をはじめとして、ごく最近ではコソボ紛争の勃発など、一方のアクターが民族である場合がほとんどなのである(Figure9)。



Figure9 世界の国内紛争

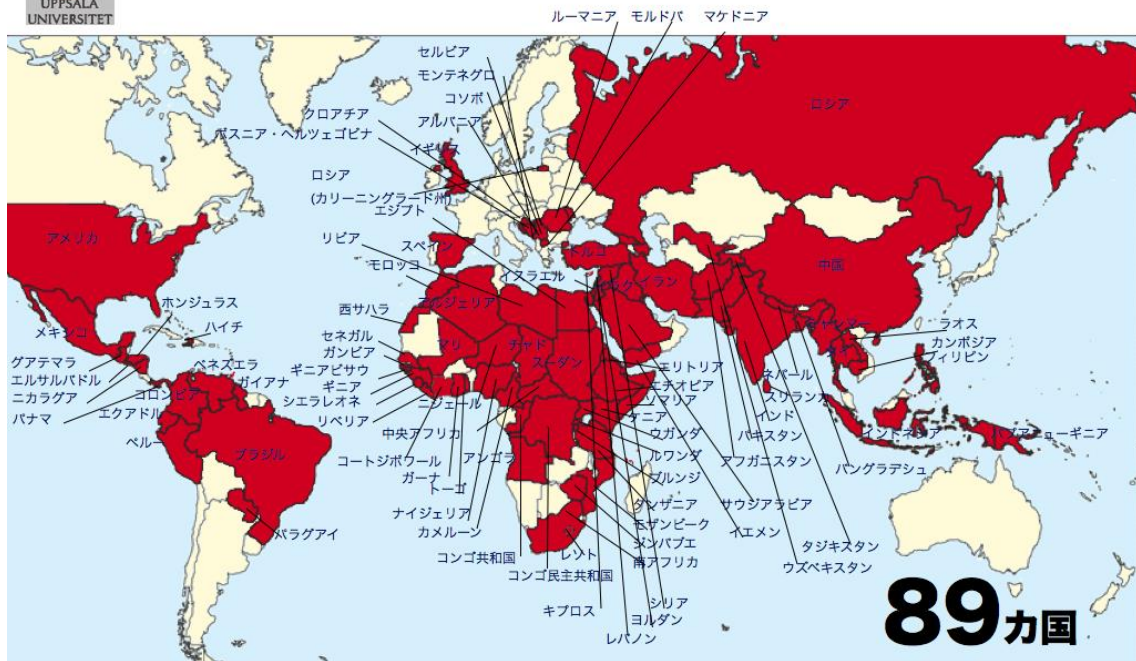
民族紛争は、民族間対立が引き金となって起こるとされるが、その発生要因には民族間における宗教や政治、歴史、経済的な対立などの多様な背景があり、その原因要素を一様に解決することは不可能である。

そもそも昨今、戦争の形態は変遷の一途を辿っている。2001年9月11日に起こった同時多発テロ事件後、当時の米大統領ジョージ・ブッシュは、テロへの報復を「新しい戦争」と呼んだ。ここにおいて、それまで国家のみがアクターであった戦争の概念が、非国家に対しても拡大したのである。

冷戦以降、武力紛争の大半において、少なくとも一方のアクターが非国家となった。1989年から2009年までの間に起こった武力紛争130件のうち、国家間紛争であったのはわずか8件だったのである⁰。また、国家間紛争として開始した紛争であっても、その様相が非国家アクターの参入によって変化した場合もある。



一つか二つ以上の武力紛争を抱えている国々 (1989年～2007年)



武力紛争の定義： 少なくとも一方は国家政府である二つの勢力間で武力使用を伴う、25人以上の死者を出している、政府や領土に関する不一致のための争いのこと。

出典： Uppsala Conflict Data Program (Date of retrieval: 2009/10/01) UCDP Database: www.ucdp.uu.se/database, Uppsala University©2008

Figure10 国内紛争

Figure11 1990年以降の紛争（戦争、民族紛争、人道的介入、テロ）

年	地域紛争国（地域）	戦争対戦国	テロリズム	その他
1990	アフガニスタン、アンゴラ、中央 アフリカ、コロンビア、イラク (クルド)、レバノン、リベリア、 モザンビーク、PNG	イラク クウェ ート侵攻、印パ 軍衝突		独統一、ポーランド・ルーマニア 民主化、リベリア大統領暗殺、ラ トビア・リトアニア・エストニア 独立、ミャンマー総選挙、日バブ ル崩壊
1991	バングラデシュ、チャド、コロン ビア、イラク(クルド)、インドネシ ア、フィリピン、シエラレオネ、ソ マリア、ソビエト連邦、南アフリ カ共和国、スリランカ、スーダン、 ウガンダ、ユーゴスラビア連邦	湾岸戦争(多国 籍軍×イラク)	ラジブ・ガンジ ー暗殺	ハイチクーデター軍政移管、ソ連 8月革命後消滅、ミャンマー ア ウン・サン・スーチーノーベル平 和賞受賞、カンボジア和平会議、 中台内戦終結、韓国・北朝鮮国連 加盟
1992	アフガニスタン、アンゴラ、アル ジェリア、バルト3国、バングラ デシュ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、 ブルンジ、クロアチア、エジプト、 グアテマラ、インド、リベリア、ミ ャンマー、ルワンダ、スリランカ、 タジキスタン、トルコ、ザイール		アルジェリア国 会議長暗殺	ユーゴスラビア崩壊、国連対リビ ア経済制裁と新ユーゴ追放、欧州 通貨危機
1993	アフガニスタン、グルジア、ロシ ア			チェコ・スロバキア分離独立、化 学兵器禁止条約
1994	アフガン、アンゴラ、アゼルバイ ジャン、カンボジア、チャド、ロ シア(チェチェン)、イラク、リ ベリア、メキシコ、ミャンマー、 ルワンダ、タジキスタン、トルコ、 イエメン	NATOセルビア 空爆、英米仏イ ラク攻撃、米ハ イチ進駐、露チ ェチェン侵攻	米NYWTC爆破、 日松本サリン事 件、ヘブロン虐 殺事件	北朝鮮NPT脱退、エリトリア独 立、インドネシア(反華人暴動)、 イスラエル・パレスチナ和平協 定、ココム解散
1995	アフガニスタン、アルジェリア、 アルメニア、インド、イラク、マ ケドニア、ミャンマー、パキスタ ン、ロシア(チェチェン)、ソマ リア、南アフリカ共和国、スリラ ンカ、スーダン	印パ対立	日オウムサリン 事件、米オクラ ホマ連邦ビル爆 破、仏パリ列車 爆破、イスラエ ルレビン首相暗 殺、日ペルー大 使公邸人質事件	ボスニア和平協定、カタール無血 クーデター、仏南太平洋核実験、 ザイールでエボラ出血熱流行、世 界女性会議
1996	アフガニスタン、ブルンジ、コロン ビア、リベリア、パキスタン、PNG、 ロシア、ルワンダ、タジキスタン、 ウガンダ、ザイール、ネパール	露チェチェン攻 撃、イスラエ ル×レバノン	英ロンドン爆弾 テロ、米アトラ ンタ爆発テロ	仏地下鉄爆発事故、アフガンにタ リバン政権 ネパール(マオイスト)武装蜂起
1997	アフガニスタン、アルバニア、ア ンゴラ、カンボジア、コロンビア、 コンゴ共和国、エジプト、インド、 インドネシア、イラク、ミャンマ ー、シエラレオネ、ソマリア、南 アフリカ共和国、スリランカ、ト ルコ、ザイール	多国籍軍アルバ ニア侵攻、シエ ラレオネにナイ ジェリア軍介入	エジプト観光地 テロ、スリラン カ爆弾テロ多発	化学兵器禁止条約、地雷全面禁止 条約、中国新疆省民族暴動、韓国 75万人スト、北朝鮮金正日総書記 就任/食糧危機悪化
1998	アンゴラ、ブルンジ、コンゴ共和 国、イラク、ケニア、マケドニア、 パキスタン、ペルー、ルワンダ、 セネガル、スーダン、ウガンダ	エリトリア×エ チオピア戦争、 米 アフガニス タン・スーダン 空爆	アイルランドテ ロ、米大使館同 時テロ(ケニア、 タンザニア)南 ア反米テロ	露ルーブル急落、イラク査察拒否 で米英空爆、印・パキスタン原爆 実験、インドネシア暴動

年	地域紛争国（地域）	戦争対戦国	テロリズム	その他
1999	アフガニスタン、アルメニア、コロンビア、インド、東ティモール、ケニア、ナイジェリア、シエラレオネ、南アフリカ共和国、スリランカ、ザイール	NATO軍ユーゴ空爆	日キルギス人質事件、露モスクワ爆弾テロ多発	中国法輪功非合法化、東ティモール独立、宗教対立激化、イラン大規模デモ
2000	アルジェリア、アンゴラ、コロンビア、ギニア、インド（カシミール）、インドネシア（アチェ）、イラン、ネパール、フィリピン（ミンダナオ）、ロシア（チェチェン）、ルワンダ、ソマリア、スーダン	エリトリア×エチオピア、印・パキスタン対立激化	イエメン沖米海軍艦攻撃、タイでミャンマー武装集団病院占拠	中国チベットカルマパ17世亡命、パキスタン軍クーデター、パレスチナ独立延期
2001	アフガニスタン、コロンビア、フィリピン（ミンダナオ）	米英軍アフガン空爆	米同時多発テロ	ネパール王宮乱射事件
2002	【アンゴラ和平】 【スリランカ和平】		アフガン副首相暗殺、チュニジア観光客テロ、仏海軍テロ攻撃（イエメン）、チェチェン警察テロ、バリ島テロ（インドネシア）、モスクワ劇場テロ（ロシア）、モンバサ自爆テロ（ケニア）、チェチェン市役所テロ	
2003	イラク	イラク攻撃	リアド連続自爆テロ（サウジアラビア）、カサブランカ自爆テロ（モロッコ）、バクダット国連事務所爆破（イラク）、ナジャフイスラム廟爆破テロ（イラク）	
2004	スーダン ダルフール地区		クルド自治区同時テロ（イラク）、モスクワ地下鉄爆破（ロシア）、カルバラ同時テロ（イラク）、マドリード列車爆破（スペイン）、タバ連続爆破テロ（エジプト）、ロシア航空機同時爆破・モスクワ地下鉄爆破	

注：年次を超えるものは発生年のみ記載。いったん終息後、再発生したものは、その年次に記載。
出所：CRED、OCHA、SPRI、BBCなどより筆者作成。

2005年のデータによると、27カ国で32の武力紛争が起こっている。その地域に住む人の合計は、23億3000万人。じつに世界人口の3人に1人は、戦禍に巻き込まれている計算となる。

新しい紛争の多くは、従来の国家間紛争でも、純粋な内戦でもなく、民族問題の諸要素を帯びた国際的内戦（域外からの直接・間接の影響を受ける内戦）の様相を帯びている。新しい紛争の国際内戦的な性格は、大量の難民の発生、ジェノサイドなど人道・人権上の問題を引き起こし、「国境を越える義務」（S. ホフマン）をめぐる議論を呼び起こしている。

4. 原因分析

まず、民族対立時の民族の文化的背景保護において必要な最たるものが、民族の自決権、またはそれに準ずる自治権の行使であるということを明示しておく。

民族の統制的な意味合いでの政治的権利の行使はすなわち、自らの集団の方向性を含めたあらゆる「社会制度」の決定をすることであり、ひいては文化的背景の自己統治に繋がるためである。

4-1. 制度における不備

本項においては、まず弾圧の構造について原因を分析する。

少数民族地方における政治制度は、少数民族の伝統性に格別の配慮を払ったうえで、「少数民族が民族の矜持(→文化的背景)を持って生存できる」ようきめ細かい対策を打つ必要がある。しかし、現行制度上それが叶わず、一方で弾圧という形での、民族に対する配慮の欠陥が指摘される。

では、なぜ民族弾圧においてその有効な解決策が示されていないのか。なぜ民族の自決権行使が担保されていないのか。その原因を以下 6 点に分けそれぞれ詳述する。

(1) 民族の定義のあいまいさ

推計 2000~3000 万人のクルド民族から人口万人の南オセチアといったように、独立をめざしている民族の規模はばらばらである。これまで民族の定義も「同じ名称や文化を共有し、共通の起源にさかのぼる神話や共通の歴史的記憶を持つ人々からなる集団が、ある特定の領域で自分たちを結合して連帯感を持つ存在」(弘文堂「政治学事典」)などといったところ曖昧なものだ。言語、神話、歴史、伝統、領域いずれも客観的決め手とするには難がある。主観的な何らかの帰属意識にしても所詮は流動的なものに過ぎない。むしろ、多くは差別や偏見に対抗するために自分たちに有利に解決したいために民族が意識化され誇張されてきたことが多いのが実態なのである。

(2) 自決決定権者の不在 (誰が自決するのか)

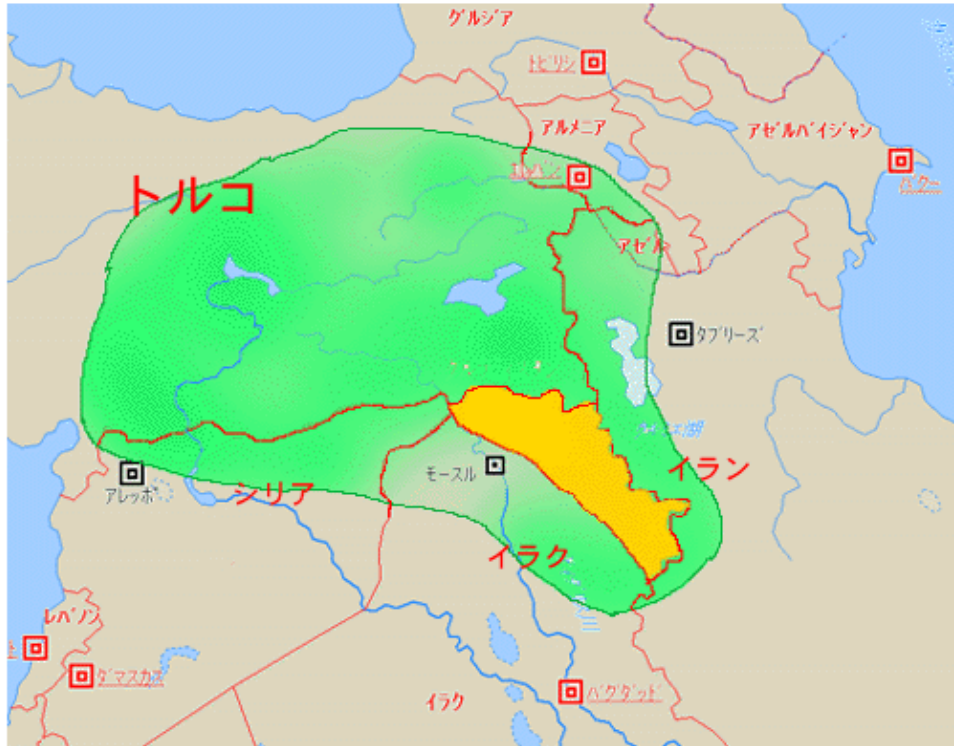
民族自決といっても、自決する主体が不明ではどうにもならない。それぞれが勝手に自決するというのでは混乱するだけだ。クルドなる民族の存在を全面的に認めないトルコ政府にはクルド民族の自決は認められない(Figure12)。

(3) どのような方法か

コソボもグルジアも主要な決め手は軍事力だった。現在でも最終的には腕力で決するということが証明されつつあるとあっていい。軍事力を背景にした中で何ほどかの国際政治の思惑が加味されてコソボは独立し、承認されつつある。

国民投票によって決めるというのは魅力的な選択だ。しかし、その投票者の範囲を巡って合意できないのが大方の現実なのである。

Figure 12 クルド人居住分布



	支援国家	敵対国家	備考
イラン居住		イラン	
イラク居住	米国	イラク	クルド民主党(KDP)とクルド愛国同盟(PUK)の統合体である反体制組織「クルド戦線」を持つ。反フセインを掲げ湾岸戦争後はアメリカの支援を受けた。
シリア居住		シリア	
トルコ居住		トルコ	トルコ南東部にクルド独立国家を建国し武装闘争を続ける左派武装組織PKK(クルド労働党)を持つ。トルコ政府に対して自治権を要求
アルメニア居住		アルメニア	

(4) いくつか

60年代、ソマリアはケニアやエチオピアに暮らす多数のソマリア人の分離独立を主張、その要求を拒否する国との間で戦争を起こした。ソマリアは即座の住民選挙を要求、ケニアは40～50年後の投票とし、その間に部族にケニア国民としての意識を植え込みたいとの意図だった。選挙に関しては、この例のように「いつ実施するか」を巡っての争いも生じうる。

現在、ソマリアは同一言語、同一民族であるにもかかわらず部族、軍指導者が入り乱れての内戦、分裂に陥っている。ケニアは、数十の民族の寄せ集めではあるが、相対的には安定している。

(5) 分離独立は新たな多くの分離独立を呼ぶ

コソボの事例に見るように、民族自決原則での解決は新たな分離独立要求を生じるという現実が多い。独立したコソボの中で少数派になったセルビア系住民が北部コソボの分離独立を目指すという連鎖の典型であり、ロシアが南オセチアでコソボでの民族自決権論理を口実に軍事介入したのもコソボの影響の一種といえよう。

(6) 多民族国家が多数存在するという現実

中国、ロシアを始め主要な大国が多民族国家であり、少数民族の分離独立には神経質な対応をとっている。ロシアはチェチェンに数次にわたって軍事力での介入を強行¹³、中国はチベットやウイグルの民族主義の高まりに国家反逆罪の脅しで強権発動を繰り返している¹⁴。

つまり、こうした国際関係での現実を踏まえた原理原則でなければ機能しない一方で、国際社会における現行制度は、その点を留意していない。というのも、国内における民族問題の解決プロセスの思考は、当初は植民地解放闘争の時代の概念であったためである。

しかし、植民地がほぼなくなった今日には、今日の国境を変えて分離独立を目指すという場合に民族自決を振りかざすのは、むしろ混乱を生じさせる結果となりかねない。

¹³ チェチェンは 19 世紀後半にロシア帝国に併合された。スターリン時代に対独協力を疑われ中央アジアに追放され、フルシチョフ時代に復帰が許された。1991 年以来、分離独立運動・戦争が続き（第 1 次チェチェン戦争 94～96 年、第 2 次チェチェン 99～00 年）、テロと掃討作戦の繰り返しという泥沼状態に陥った。現在は、一応沈静化しているが分離独立を目指す勢力は潜伏している。また、ソ連崩壊の 92 年にチェチェンから分離・創設された西隣のイングーシにはチェチェンを逃れた難民も多く、人口 92 万人中 20 万人がチェチェン人と推測される。イングーシだけで 02～08 年にロシアのテロや特殊作戦で約 1000 人が死亡するなどチェチェンの周辺地帯の不安定化が懸念されている。

¹⁴ 1949 年中国軍がチベットに進駐。年月日ラサ蜂起が起きるが失敗、最高責任者ダライ・ラマ世はインドに亡命。59 年 3 月のチベット・ラサでの暴動を始め各地で多数の死者が出る騒乱が発生した。同月のオリンピック開催に向けてウイグルなど少数民族を対象とした各種治安対策の強化が注目された。

4-2. 紛争抑止における不備

重要な点は、国民国家体制が不平等を生じさせる構造を内在化し、それが顕在化させる構造を含意していることである。そうした観点を明らかにするためにも、ここにおいて、法的・政治的な制度が整備されていないことを鑑み、原因分析する。

民族紛争の発生要因として、そこには諸要素が存在することは現状分析でも述べた通りである。

近代国家の基本的な特質は、前身分制に基づいた特権的な地位や権力を廃止し、平等な個人を軸とした社会を構成したことにより、近代の社会理論は、こうした平等な個人を想定するモデルの上に構築されてきた。政治学の伝統的理論は、個人と国家の関係を基本的に検証するものであり、そこでは民族的属性は想定されてこなかった。そのような傾向は、経済学においても同様で、そこでの分析単位は通常は個人、企業、または国家であり、民族的・文化的価値は分析から除外されてきた。

図3-2 国家と特定の民族集団の一体化

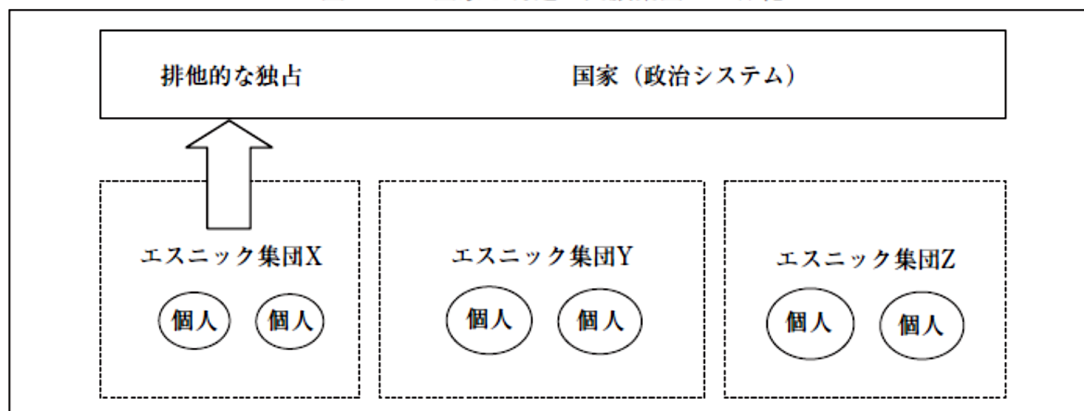


Figure 13 国家構造

そもそも、国内において民族間の関係をより正確に見れば、ある特定の民族が国家権力と結びつくことによって、国家の資源（財政、軍隊、言語、教育や文化政策）を最大限に利用し、他の民族を支配していることが確認される。こうした場合、国家統治の普遍主義や普遍理念が、必ずしも普遍的な利害や理念を意味せず、特定の集団の支配を正統化するために導入されていることが多いのである。

4-3. 体制構築における不備

90年代半ばには、開発の問題はまだ予防とは区別された「紛争後の平和構築」の領域の問題と見なされており、開発は開発の問題として政治的な問題とは切り離して検討すべきとの見解が、特に途上国を中心に強かった。開発援助という「アメ」をちらつかせて、途上国の内政に介入する先進国という硬直した南北関係のイメージがこのような議論を支えていた。

しかし、1997年前後から、カーネギー委員会、日本政府などを中心に、貧困を紛争の「根源的原因」として特定し、開発、紛争後の平和構築を含め、包括的に紛争予防に取り組む必要性が認識されるようになる。これは紛争再発の悪循環を断ち切る必要があるとの問題認識の上に成り立つ考えであった。

冷戦後の紛争の多くは、いわゆる「古典外交」の破綻としての「戦争」、つまり国家間の武力紛争ではなく、国内の秩序の低下、いわゆる「破綻国家 (failed state)」という状況から発生する社会紛争であった。社会紛争は、宗教や民族などの人間の認識や価値観にまでかかわり、沈静化することはあっても根絶することはきわめて難しい。このような問題に取り組むためには、狭義の「予防外交」ではなく、「紛争の発生—激化—沈静—終息—(再発)」という紛争のサイクルそのものを断絶し、包括的に対応する必要性が生じてくる。

しかし、この「包括性」という概念の欠陥点が、今日における紛争抑止の不備の原因となっている。関与すべきであった国々、国連、地域機関の「精神論」に最終的に還元してしまうような危険性が「包括的紛争予防」という概念にはある。我々は、このような思考の陥穽を回避し、紛争のいかなる段階で、いかなるアプローチが、いかなるアクターによって実現されるべきかを明確化していかなければならないにもかかわらず、昨今における民族紛争の予防・解決のアクターは統一されていないのである。

1990年代後半の国連安全保障理事会の圧倒的多数がアフリカにおける紛争に関する議論に費やされたが、国連安保理は決して効果的に対応したとはいえなかった。明確な予防の枠組みを欠く国連は、繰り返し勃発する「致命的な紛争」に対して事後的に対応せざるを得なかったというのが実状である。

紛争予防のアクターあるいは担い手は国連には限られない。様々な地域機関、特定の国家グループ、あるいは特定の国家、そして、NGOを中心とした市民社会が大きな役割を果たしうる。しかし、現段階でそれが実行されているかといえばそうではない。各所の理念・活動範囲に関する問題が、それを実行させないためである。また、民族紛争の性質上、国内における紛争であるという問題点から、あらゆる国家の政治的思惑が内在する国連組織が国家の内部に入る、ということは、ともすれば国家に対する内政不干渉の原則や、主権尊重の原則を侵しかねないのである。

5. 政策

5-1. 平和のための制度維持

現在では国境の現況固定を前提とすることで、“話し合い”を進展させることが可能一番の解決法であることを、原因分析によって推察した。そこで、国境の変更をしないという条件下で、個人、団体の基本的な権利のあり方を巡っての国際的な基準策定を目指すことが多くのケースで対立を緩和させることができる手段となり得ることを絶対とし、ここにおいて政策を提示する。

今日では、国家と民族自決という権利概念を切り離したほうが紛争を生じさせないために有効と考えている。チェコスロバキアでは、93年に話し合いで2つの主権国家に分離する事例が起きたが、これは平和的な話し合いで友好的に分離した、例外的な事例となった。勿論、こうした話し合いでの決着が最も好ましいことは改めて言うまでもないが、こうした例外を除いた、話し合いで解決できない大部分のケースについては、現代では国境の不変更を原則として、それに変わるさまざまな具体的な諸条件を考えることを提言したい。そのため、民族の権利に関する国際的な基準を具体的に検討する。

ここにおいては、最終目標を民族の政治参加と位置付ける。

その上で、パワーシェアリング政策の導入を提言する。

パワーシェアリングとは、民族自決問題を解決するための可能な手法の一つである。それは、その複合民族国家において、すべてのエスニック集団を満足させるための諸慣行や諸制度に注目し、その促進を狙う解決法である。その特徴として、「各民族の利害対立を、取引や譲歩などを通じて緩和し、個々の民族の利害を超えた全体の利益を見つけるという考え方」というものが存在する。

今日におけるパワーシェアリング妥当性として検討し得るのが、複合型パワーシェアリング政策である。1) 冷戦後の民族自決紛争解決の諸事例を踏まえ、コンソシエーション型パワーシェアリングと統合主義のパワーシェアリングの二つのアプローチを合体させる、2) 国際介入の度合いに注目する、3) パワーシェアリングという制度の検討において、これまでにないほど広範囲にわたる争点を取り上げ、それらをマルチ・レベルで見る、の3点の特徴があり、これはルアンダやボスニアの和平協定などの基礎になっている。複合型パワーシェアリングを使った民族自決問題解決のため、既に実験的に行われているのがケンブリッジ・カーネギー・プロジェクトと呼ばれるものである。このプロジェクトが達成したのは、民族自決紛争を国際法と国際政治を繋ぐことによって克服する新しい方法の提示である。

本政策においては、法整備を行い、内的自決・自治を伴わせるために、国政レベルでの政策決定権限の配分を図る。具体的には、制度的な枠組みとして①連邦制、②文化的自治、③多極共存制などが提案し得るが、これは国家体制等を鑑みて判断されることとなる。本制度保障や導入の実質面に関しては、以下の政策にて詳述する。

5-2. 紛争のための抑止体制

本項においては、原因分析制度構築に触れたのが前項であったことを踏まえ、内発的和平モチベーションの担保のための政策を以下に提示する。

それが、憲法を含めた法律の制定を主眼とした、内的な制度構築である。これは、民間組織による主体的な法律制定によって可能となり、『5-1』によって示した制度保持によって担保される。

ここにおいて重要となるのは、国家レベルで和解や正義が組織的に追求される必要があるのと同時に、個人レベルにおける民族間の偏見や敵意や畏れが取り除かれなければ平和は根づかない、という点である。しかし、そうした感情に縛られた集団の構成員に、いくら人間としての共通性を説いたところで、簡単にそうした認識が変わるわけでもなく、一度暴力を経験した人は、トラウマを含め敵意や畏れといった感情を持ちやすいともされる。民族間に緊張や対立がある場合、両者の間には、不安や懐疑が強く、互いのコミュニケーションはなく、それぞれが自らのルートで情報を得ることから、情報の交換もなされず、両者の違いばかりが強調されるのである(Figure14)。

	緊張・対立の関係	建設的な関係
集団間の関係	敵対	協力
コミュニケーション	欠如	交流
差異の認識	違いの強調	共通性の認知
他者の受容	拒否	受容
情報の扱われ方	占有	交換
接触の目的	自己保全	問題の解決
集団間の心理状態	不安、懐疑	相互の信頼と自信

Figure 14 紛争後の民族間関係

多民族国家であるフィリピンでは、NGOの集まりによってコミュニティの組織化と、そこへの法的支援を行っている。特に、貧困層のコミュニティを代表して訴訟を起こすなどの活動をしている。フィリピンのNGOは、法律の立案(立法)、履行(行政)、チェック(司法)の全ての面で、政府を支え、政府を監視するという大車輪の活躍をしている。都市貧困層、低賃金労働者など様々な分野に無数のNGOが存在し、革命以降その量と質を急速に拡大してきた。政府もそうしたNGOの能力を活かそうと、91年には地方自治法を改正し、正式にNGOが地域行政の政策形成に参加する道を開いている。貧困層の民族と上位層の民族対立の要素が存在するにも関わらず、それが顕在化しないのは、このようなNGO団体の活躍があるためである。

5-3. 治安安定化のための国際体制構築

前項 2 項において、制度の充実化を図る政策を提示した。そこで、本項においてはその制度実施の際の機関論について提言する。

本政策においては、民族対立の解決実施に際して、国連・市民・NGO 団体の相互連関を図る。現行体制上、NGO 団体のみでの行動では、その活動性質上相互連関が必須であるのに対し、協力体制の構築が為されづらいという問題から、その活動範囲が限られてしまう場合が往々にして存在する。それは、資金的な面において、あるいは活動領域・理念の違いにおいて引き起こされるものである。また、国連の活動として諸団体が活動を行うにあたっては、NGO 団体にはデメリットも存在する。現地にて活動を行っている NGO 団体の多くは、コミュニティとの調整活動を重視している。ここにおいて国連の看板を背負うことによって、国連の活動に対して不信感を抱く現地のコミュニティには受け入れられなくなってしまう、という問題が起こる可能性も生じ得るのである。

しかし、このように現地コミュニティとの調整活動を行っている彼ら NGO 団体は、現地における政体・共同体の特性に対する理解を有しているため、どうしても大規模に活動せざるを得ない国連が、個々の地域に対してその地域性、ひいては文化的背景に即して法律・政体を形成するためには、NGO 団体の持つそうしたアビリティは必要不可欠となる。

ここで提言するのが、活動資金やその内容に関し、国連組織である OCHA¹⁵がマנדートを行う方法である。

貧困を紛争の「根源的原因 (root cause)」として特定し、開発、紛争後の平和構築を含め、包括的に紛争予防に取り組む必要性は、既に国連内において共有化されている。これは紛争再発の悪循環を断ち切る必要があるとの問題認識の上に成り立つ考えであった。アフリカで繰り返し生起する紛争等に対しては特に、通常的外交的働きかけに加えて、開発を紛争予防のスキームの中で戦略的に位置づけるという発想の転換が必要となる。よって、社会的インフラの整備を、政治的な文脈の中で再解釈する知的傾向が、しだいに定着していくことになる。予防的介入には必ずしも大きな役割を果たせない日本も含め、このような枠組みの中では大きな役割を果たすことが可能になる。国連組織が統括することによる国連内での協力関係もまた、この政策においては重要な部分を占める。

これは、「紛争予防」という点に対しても、「紛争後支援」という観点に対しても、位置づけられる政策なのである。

¹⁵「国連人道調整局」 既存の機関であり、また、国連機関間ではあるものの、特に専門性を有さないため、あらゆる問題に対して適応し得る。

6. 参考資料

- 月村太郎(2013)「民族紛争」岩波新書
- なだいなだ(1992)「民族という名の宗教」岩波新書
- 松本雅和(2013)「平和主義とはなにか」中公新書
- 長有紀枝(2012)「入門 人間の安全保障」中公新書
- 村田晃嗣・他(2009)「国際政治学をつかむ」有斐閣
- 渡辺茂己・編著(2009)「国際人権法」国際書院
- 21世紀研究会・編(2006)「新・民族の世界地図」文藝春秋
- 大貫啓行(2009)「コソボ、グルジアやクルド、チベット民族などに見る民族自決権の考察」
麗澤学際ジャーナル

- 「民族集団に独立の権利はあるのか: 自決・分離と冷戦後の国際関係」
<<http://peacebuilding.asia/%E6%B0%91%E6%97%8F%E9%9B%86%C%E7/>>
(2014/08/15 アクセス)
- 「コソボ、グルジアやクルド、チベット民族などに見る民族自決権の考察」
<http://wrs.search.yahoo.co.jp/FOR=Dfile_no=1%26page_id26block_id=29>
(2014/08/15 アクセス)
- 「民族問題を考える」
<<http://members.jcom.home.ne.jp/spu/minzoku.htm>>(2014/08/15 アクセス)
- 「中国の少数民族」
<<http://www.agu.ac.jp/~molihua/study/xuesheng/syousuuminzoku.pdf#search>>
(2014/08/15)
- 「中国における少数民族政策の展開」
<https://www.jstage.jst.go.jp/article/jjhg1948/45/5/45_5_491/_pdf>
(2014/08/15)

